

2018 くらしのサポーター通信

インターネット関連の相談

困ったとき、心配になったときは
消費者ホットライン
188にお電話を！
最寄りの消費生活センターにご案内します。



子供から大人まで幅広い年齢層が、インターネットを使う時代です。今回は最近の相談事例より、インターネットに関連したものを、ご紹介します。

【相談事例1】

パソコンで「無料動画」を開けて見ていたら、突然登録完了の画面になり、アダルトサイトに登録されてしまった。問合せ番号に電話すると、年間登録料は40万円だが、12時間以内なら20万円にする。支払わなければ退会は認めないと言われた。支払い義務はあるか。



消費者庁イラスト集より

【注意点】

●これは、ワンクリック請求と呼ばれているものです。根拠のない請求であり、半額にするとか、支払わなければ退会できないとか、動揺している消費者の心をうまく利用して、お金を払うよう誘導してきますが、支払う必要はありません。

●あわてて相手に連絡をしないよう気をつけてください。もし、連絡してしまった場合でも、以後はかかわらないようにしましょう。

【相談事例2】

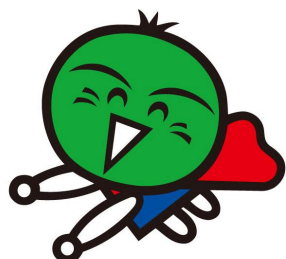
インターネットで商品を見ていたら、突然ウイルスに感染したという画面が出た。問合せ先に電話をかけると、ウイルスを除去するには有料のセキュリティーソフトをダウンロードする必要があると言われ、不審に思った。今後どうしたらよいか。

【注意点】

●ウイルスに感染したというのはうそです。消費者をあわてさせ、ウイルスを除去するためと言って、お金をだまし取る手口です。

●あわてて相手に連絡をしないよう気をつけてください。もし、連絡してしまった場合でも、以後はかかわらないようにしましょう。

くらサポ川柳
雨の日の
傘差し自転車
超危険！

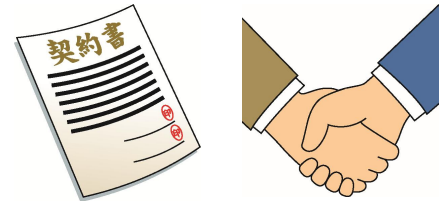


「消費者教育推進大使」
すだちくん

「契約」は生活のキホン

（国民生活センター）

私たちは毎日の生活の中で、無意識のうちに様々な契約をしています。



消費者庁イラスト集より

契約とは

- **法的な拘束力を持つ約束**のことです。
- 書面にする必要はなく、当事者双方の**合意があれば口約束でも成立**します。
- 契約するかしないか、契約の内容をどうするかは、当事者が自由に決めることができます。（**契約自由の原則**）
- 契約は守らなければなりません。一方の都合で勝手に解消できません。

契約をやめたいとき

クーリング・オフできるときや、次のときは契約をやめられる場合があります。

双方がやめることに合意したとき	相手が契約を守らないとき	だまされたり、おどされたりして契約したとき	誤った事実を告げられて契約したとき	未成年が親権者の同意なく契約したとき
-----------------	--------------	-----------------------	-------------------	--------------------

心理チェック

「自分は大丈夫」という思い込みは危険です。まずは自分のタイプをチェック！

①～⑨までの質問に答え合計数A+Bを計算しよう。結果は右ページを見てね。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ①私の個人情報悪質業者に知られていると思う | はい・いいえ |
| ②契約についての知識は十分にあると思う | はい・いいえ |
| ③SNSでよく知らない人からの友達リクエストにはOKしない | はい・いいえ |
| ④何でも話せる友人や家族がいる | はい・いいえ |

ここまでの「いいえ」の数 （ A ）

- | | |
|-------------------------|--------|
| ⑤友人や知人からの評判が気になる方だ | はい・いいえ |
| ⑥親友の勧めなら、お金がいる話でもまじめに聴く | はい・いいえ |
| ⑦買い物するときはとにかく値段にこだわる | はい・いいえ |
| ⑧自虐ネタを他人に話すのは苦手だ | はい・いいえ |
| ⑨気軽に相談するのはかっこ悪いと思っている | はい・いいえ |

ここまでの「はい」の数 （ B ）

子供を危険から守ろう！

（消費者庁ほか）

交通事故だけでなく、車には危険があります



消費者庁イラスト集より

●車のパワーウィンドウは、操作の前に一声かけて！

子供がパワーウィンドウに指を挟まれる事故が起きています。ドライバーは子供が窓から手や顔を出していないか、きちんと安全を確認めて、「一声かけてから」操作しましょう。

また、「ロック」を習慣にして、子供がスイッチに触っても開閉できないようにしましょう。

●チャイルドシートは正しく使いましょう

パワーウィンドウの事故は6歳未満の乳幼児が過半数を占めています。チャイルドシートを正しく使用することで、挟み込み事故から守ることができます



●子供だけを車内に残すのは危険です。

子供だけを車内に残すと、その間に思わぬ事故を起こすことがあります。必ずエンジンキーを持ち、ドアをロックして、子供と一緒に車の外に出ましょう。

●車から出る時は外を十分に確認してからドアを開けましょう

確認せずにドアを開けると、通行人や自転車にぶつかり大けがをさせることがあります。バックミラーと自分の目で、通行人がいないことを確認してからドアを開けましょう

左ページ 心理チェックの結果

合計数が

7点以上：トラブルにあう危険性が非常に高いアナタ、契約の基本を
学んで賢い消費者をめざそう！

2点～6点：トラブルにあう危険性が高いアナタ、甘い言葉には気をつけて！

2点未満：トラブルにあう危険性が比較的低いアナタ、今後もこの調子
で気をつけよう！

◆くらしのコラム◆

入学式と桜～人事異動と桜へ～

14～15年ほど昔に国政モニターをした。アンケートがあり、学校の秋季入学をどう思うか、との質問があった。多くが秋季入学反対で、その理由は、入学式には桜の花が日本人に好ましい、であったと記憶する。

昨今の桜の開花は、入学式や花祭りのころにはすでに散り始めている。私は3月31日に退職したのだが、最後の下校をするとき校門横の桜が満開をやや過ぎていて、花吹雪が美しく忘れられない。

合格の電報が見られなくなり、サクラサクも過去の表現となったように、入学式と桜は、今や異動と桜になっている。入学の喜びから、転退職や就職の複雑な人事が桜の季節である。

「散る桜、残る桜も 散る桜」は、言い得て妙である。



くらしのサポーター 三原茂雄

◆絵手紙◆



くらしのサポーター 福谷洋介

◆編集後記◆

三原さんのコラムにあるように桜の季節がやってきました。平成30年度最初のサポーター通信です。今回から、福谷さんに絵手紙を寄稿いただくことになりました。福谷さんは、絵手紙を通して、人と人とのつながりを大切に広げていく活動をされています。サポーターさんによる紙面づくりは大歓迎です。投稿ご希望の方は担当まで。

くらしのサポーター担当 中野

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】

4月からリニューアル予定です。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>